さいしん

第5号　2005年12月7日

袴田巖さんの再審を求める会　会報

〒140-0013
東京都品川区南大井5-11-5-706
TEL/FAX 03-3766-3072（平野方）
〒240-0024
横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町53-4-205
TEL/FAX 045-743-1468（鈴木方）

年間会費：3,000円　／郵便振替口座番号：00120−3−410592／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会

弁護団が恩赦出願！

法務大臣、中央更生保護審査会は３９年間の不当拘留が袴田さんの精神状態にもたらした現実を直視し、変調を来たした精神を一日も早く回復させよ！！

１１月１４日（月）、袴田事件弁護団は、袴田巖さんの恩赦出願理由補充書を提出しました。

今回の出願の理由として、39年間の長期の拘留と死刑の恐怖によって、袴田さんの精神に異常をきたしていることを挙げ、死刑からの減刑を求めています。

弁護団は１９８９（平成元）年3月にも恩赦請求をしましたが、曖昧な扱いのまま時が流れていました。その間も袴田さんの精神状態は悪化し、現在は家族との面会を含め、一切の外部との連絡を絶つという“異常事態”が続いています。

また、人身保護請求裁判を通じて東京拘置所が明らかにした袴田さんの拘置所内の様子は、きわめて奇怪な行動が記され、家族や支援者の不安は日増しに高まっています。

法務大臣、中央更生保護審査会は一刻も早く、袴田さんの変調を来たした精神を回復させるべく、恩赦の出願を受け入れるべきです。

そして袴田さんが心の健康を取り戻し、外部との連絡を取ることができれば、それが再審開始の大きな力となるのは間違いありません。

静岡新聞
二〇〇五年一一月一五日（火曜日）より

袴田死刑囚の恩赦出願　弁護団

昭和四十一年、旧清水市で一家四人が殺害された「袴田事件」で強盗殺人罪などに問われ死刑が確定し、東京拘置所に収監中の袴田巖死刑囚(六九)について、再審を求める弁護団が十四日、本人を代理して減刑を求める恩赦を法務省の中央更生保護審査会に出願した。弁護団は「恩赦が認められやすい時期」として、十五日の紀宮さまの結婚式に合わせて出願した。

弁護団によると、袴田死刑囚は死刑確定後から拘禁ノイローゼの症状が出始め、平成十五年三月以降は家族や弁護士の面会を拒絶し続けている。実姉のひで子さんや弁護士らの最後の面会でも、「袴田巖はいない」などと意味不明の受け答えを繰り返したという。

弁護団は「（袴田死刑囚が）無罪であることを確信する」と断った上で①身柄拘束が逮捕時から三十九年以上、死刑判決確定から二十四年十一カ月間に上り、仮に真犯人でも罪は十分償われている②再審実現まで相当の長期間を要する③県内に複数の親族が住み、受け入れ環境がある―などの理由を補充書として提出した。

袴田死刑囚は死刑確定の翌年の昭和五十六年に再審を請求。静岡地裁の棄却を経て、昨年八月、東京高裁が即時抗告を棄却したため、最高裁に特別抗告している。弁護団は平成元年三月にも恩赦を出願したが、判断は保留されたままになっている。

ひで子さんと法務省を訪れた岡島順治弁護士（浜松市）は「症状は死刑に対する恐怖が原因で、無罪判決か恩赦がなされなければ改善の可能性はない。一刻も早い恩赦が必要」と話した。

出願を受けた中央更生保護審査会は出願が「相当」か「不相当」かを審査し、相当と認めれば、法務大臣を通して内閣に上申する。

～ Contents ～　『さいしん』第５号　目次

速 報　『袴田死刑囚の恩赦出願　弁護団』（静岡新聞 11 月 15 日記事より）　＜１ページ＞

『求める会』10、11 月勉強会　報告　　鈴木　武秀（求める会　事務局長）　＜３ページ＞

特 集　袴田事件弁護団が分析する『袴田事件の現状』

『自由と正義』２００５年１１月号より

『袴田事件の現状と課題』　袴田事件弁護団　田畑 知久弁護士　＜4 ページ＞

『再審通信』２００５年１１月１日号より

『袴田事件報告』　袴田事件弁護団　伊豆田 悦義弁護士　＜6 ページ＞

レポート『あらためて思う、マスコミ報道の責任』　ペンネーム“MC”　＜８ページ＞

報 告　『第９回目撃証言シンポジウム』報告　求める会　戸舘　圭之　＜11 ページ＞

報 告　『狭山事件の第３次再審請求に向けて』　平野　雄三（求める会　代表）　＜12 ページ＞

報 告　『恵庭冤罪事件控訴審判決報告集会参加レポート』

求める会会員　Ｍａｒｕ　＜15 ページ＞

特 集　『月刊　部落解放』１１月号より　『全面証拠開示は冤罪防止に不可欠』

袴田事件弁護団　秋山 賢三弁護士　＜16 ページ＞

報 告　『響かせあおう死刑廃止の声』に参加してきました

江口　良子（求める会　事務局）　＜19 ページ＞

短 信　各地で行われた集会から　＜20 ページ＞

イベント　１月 14 日　清水・静岡市民の会　集会案内

『袴田巌さんの 39 年から死刑囚の獄中処遇を考える』　＜21 ページ＞

書 評　『子よ甦れ～死刑囚とともに生きた養父母の祈り』　＜23 ページ＞

活動報告ほか　＜24 ページ＞

毎月村崎事務所で開催！11 月は静岡から小川秀世弁護士も参加！

勉強会で新証拠の発掘を目指しています！



【お詫びと訂正】

9 月 29 日発行の「さいしん」第４号において、数ヶ所にわたり、「部落解放」が「開放」と表記されていました。関係者の方々には謹んでお詫び申し上げるとともに、今後同様の誤りを起こさないよう細心の注意をいたします。

（編集担当　鈴木）

『求める会』10、11月勉強会　報告

鈴木　武秀（求める会 事務局長）

10月のテーマ

『被害者４人の傷の状況を分析する』

今年３月の求める会発足以来、東京・巣鴨の村崎法律事務所をお借りして毎月行ってきた勉強会も、参加者の熱心な取り組みに支えられて徐々に内容が充実してきました。

10月26日（水）は、実況見分調書や鑑定書に記された被害者の傷口の分析を行いました。

袴田さんは刃渡り13cmのくり小刀１本で、被害者４人に合計40箇所以上の傷を負わせて殺害したとされています。果たして脆弱なくり小刀で、４人を格闘の末めった刺しにして殺すことなど可能だったのか、被害者に残された傷口から検証するのが目的でした。

そしてそれぞれの傷口ごとに表にまとめて調べてみると、次の事実が浮かび上がりました。

① 本件のくり小刀では創傷不可能な傷がいくつか存在する。

② 傷口のほとんどが深さ1cm前後の“浅い”傷である。

③ すべての被害者の傷が、身体の一面あるいは一部に集中している。

これらの事実はすべて、単一凶器による単独犯行説を否定するものばかりです。

ちなみに事件直後、袴田さんの手に残されていたのは、左中指のほんの小さな切り傷だけでした（袴田さんはこの傷は、消火作業の際に負ったものだと主張しています）。

これらの事実から導き出せる犯人像や犯行ストーリーは、①無抵抗の被害者たちに対し、②複数犯による複数の凶器を用いた、③えん恨、あるいはある種猟奇的な犯行…、といった感じでしょうか。

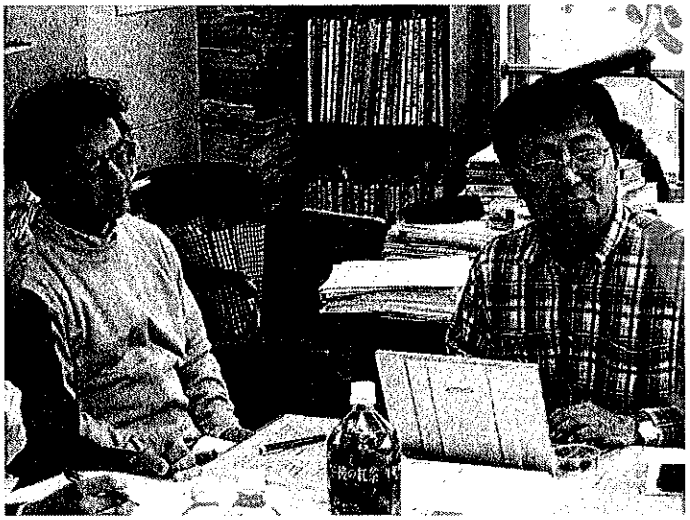
今後もさらなる分析や、傷口のイメージ（映像）化などを進め、袴田さんの無実を示す新証拠に結び付けたいと考えています。

11月のテーマ　～小川秀世弁護士とともに～

『５点の衣類の矛盾点を検証する』

11月26日（土）は静岡から小川秀世弁護士をお招きし、５点の衣類を中心とした勉強会を行いました。小川氏は弁護団参加当時から、袴田さんの犯行着衣とされた５点の衣類の矛盾を指摘し「警察によるねつ造証拠である」と一貫して主張しています。

冒頭、裁判所保管の証拠物の資料映像を全員で鑑賞した後、小川弁護士より、最高裁で闘うにあたっての、５点の衣類に関する論理展開について説明があり、参加者と意見交換をしました。



11月26日に行われた勉強会の様子。
小川秀世弁護士（右）、村崎修弁護士（左）。

続いて、５点の衣類の矛盾点や、今後の取り組みについて、参加者から様々な意見が出されました。その結果、血液の浸透性や付着分布について、図示や映像化をすることや、ズボンの端切れの発見過程の異常性を再検討する等々、支援者としてなし得る多くの課題が浮かび上がってきました。

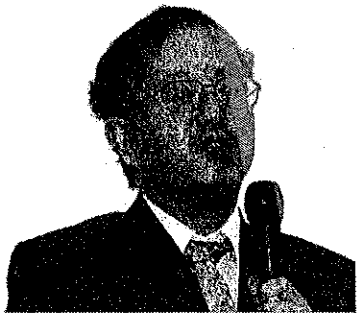
また、警察・検察による証拠ねつ造を認定した判決文の調査、検討や、高裁段階で鑑定不能とされたDNA鑑定が、更なる科学の進歩で再び検討の余地があるのではないか、といった議論もされ、予定された４時間弱があっという間に過ぎました。

なお小川弁護士は、今後も不定期ながら勉強会に参加していただく予定になっております。■

「自由と正義」2005年11月号より転載

袴田事件の現状と課題

田畑 知久弁護士
（袴田事件弁護団）



一．東京高裁の即時抗告棄却決定と事件のあらまし

東京高裁第二刑事部は、二〇〇四年八月二六日、死刑再審を求める袴田事件についての静岡地裁再審請求棄却決定（一九九四年八月九日）を支持し、請求人側の即時抗告の申立を棄却した。これに対して、弁護団は、同年九月一日、ただちに特別抗告の申立を行っている。

ところで、袴田事件は、約四〇年前に発生したたいへん古い事件である。そこで弁護団の現状を説明する前に、事件のあらまし.を簡単に紹介する。

一九六六年六月三〇日未明、静岡県清水市（現在は静岡市と合併）の味噌会社の専務宅から出火し、全焼した現場から刃物による多数の傷を受けた一家四人の死体が発見された。袴田厳さん（請求人）は、事件当時は味噌会社の従業員として現場近くの寮に住み込んでいた。警察は、袴田さんが元プロボクサーであったこと（当時は、ボクサーに対してかなりの偏見があったようである）、アリバイがなかったことなどから犯人ではないかとの強い疑いをもったようである。

七月四日、警察は、袴田さんの自室から血痕のついたパジャマを発見したと発表し、八月一八日、袴田さんを逮捕した。そして八月一八日から九月九日にかけて長時間に及ぶ取調べを行った。

八月の猛暑の中、取調べは一日平均一二時間、最長で一六時間五〇分、取調べ室に便器を持ち込んだこともあった。袴田さんは、当初は否認を続けていたが、九月六日から自白に転じた。

九月九日、袴田さんは、強盗殺人・放火事件で静岡地裁に起訴されたが、冒頭陳述では、袴田さんはパジャマを着て犯行に及んだと主張されていた。

ところが公判中の一九六七年八月、会社工場内の味噌タンクの中から麻袋に入った血染めの五点の衣類（ズボン、ステテコ、緑色ブリーフ、スポーツシャツ、半袖シャツ）が発見された。これを受けて検察官は、冒頭陳述を訂正し、犯行着衣は五点の衣類であったと変更した。そして一九六八年九月一一日、袴田さんは静岡地裁で死刑判決を受けた。

東京高裁での控訴審では、犯行着衣とされるズボンについて三回の装着実験が行われたが、太ももでつかえてはけなかった。しかし裁判所は、ズボンが縮んだとか袴田さんが太ったという理由で、実験では袴田さんがはけなかったズボンを犯行着衣と認定してしまった。そして一九八〇年一一月一九日、最高裁が上告を棄却して死刑が確定している。

二．東京高裁棄却決定と弁護団の主張の対立点

弁護団は、確定判決には絶対に合理化できない多数の矛盾や謎があることを指摘し、憲法違反、最高裁判例違反（白鳥決定の『明白性判断』における総合評価の誤り）、審理不尽の違法があることを詳細に論じてきた。わたしたちが指摘した論点は、自白の心理学的分析へ五点の衣類に関するもの、凶器とされる「くり小刀」に関するもの、侵入・脱出口に関するものなどきわめて多数にのぼる。ここでは、高裁棄却決定に示された判断と弁護団の主張の主要な対立点を説明する。

1　証拠構造の分析について

弁護団は、確定判決が犯罪事実と請求人を結びつけた決定的証拠は①五点の衣類、②請求人の自白調書であり、その他の証拠は①②に寄り掛かる証拠である、また証拠構造は脆弱であり、必要とされる新証拠の明白性は低いもので足りると主張してきた。これに対して棄却決定は、決定的証拠は五点の衣類であり、白白調書は請求人と本件犯行との結び付き（犯人の特定）の関係で確認的な役割しか果たして

いないとし、証拠構造は強力な証拠がそろい、強固としている。

しかし、棄却決定は、自白と他の証拠との有機的関連（接着剤の役割）を無視している。確定判決には、実際には自白によって殺害の実行行為等の重要部分を認定しておきながら、自白でしか認定できない事実を「自白調書以外から認定される事実」としてごまかす欺瞞がある。棄却決定は、この点を見逃しており、このままでは裁判官の予断と想像による事実認定を放置する結果となってしまう。

2　五点の衣類のねつ造の主張について

五点の衣類の中のズボンについては、端布が浜北市の袴田さんの実家から発見されたことから、請求人を犯人とする決定的証拠とされてきた。これに対して、弁護団は、端布の発見・法廷への顕出過程の不自然さから端布は実家の捜索の際に警察により持ち込まれたねつ造であると主張してきた。検察官は、端布発見前から五点の衣類を証拠申請しており、端布の発見は事前に予定されていたとしか考えられないのである。さらに弁護団は、五点の衣類の損傷と請求人の右肩の傷の不一致（澤渡第一鑑定）、五点の衣類に付着した血痕の不自然さ（澤渡第二鑑定）、ズボンのウェストサイズの間違い（間壁鑑定）などの新証拠を提出し、五点の衣類が請求人のものではなく、かつ犯行着衣でもないと主張してきた。

これに対し、棄却決定は、鑑定人の尋問等の実質的証拠調べをまったく行わずに、実験方法や推論の過程に難癖をつけただけで排除している。これは再審請求審における証拠取調義務違反に該当する。そして、五点の衣類が捜査機関のねつ造であるとの主張は、「単なる抽象的な仮説ないし憶測の域を出ない」とした。

なお、棄却決定の内容と問題点については、西嶋勝彦弁護士が再審通信八九号に、伊藤和夫弁護団長が同九〇号に、それぞれ詳しい報告を行っているので参考にしていただきたい。

三．今後の課題

今までの弁護団の活動において、いくつかの問題点があった。方針の対立から弁護団が分裂し、それぞれが独自の立場で矛盾する内容の補充書が提出されたり、支援者と弁護団の意思の疎通の齟齬から互いを非難する事態となったこともあった。しかし、現在では弁護団は一本化されている。また支援者との関係もきわめて良好となり、必要に応じては、支援者にも弁護団会議に出席してもらっている。支援者の方たちは「袴田ネット」という団体を立ち上げ、弁護団と協力して世論に訴えるパンフレット・ブックレットの作成やイベントの開催を行っている。今後については、弁護団内部で大きな方針（証拠ねつ造論をどう主張していくのか等）については徹底的な議論をして意思の統一を図ること、若手の弁護士に積極的に呼び掛けて、弁護団を補充・強化していくことが重要と思われる。あわせて再審開始の世論喚起のための積極的・広範な広報活動も不可欠と考えている。また弁護団は、記録（原審）のデータベース化にも取り組んでいる。まだ未完成ではあるが、今後の有力な「武器」になると思われる。

さらに今後の補充書作成に向けて次の方針で取り組んでいる。

・証拠ねつ造論の再吟味と説得的展開

弁護団の証拠ねつ造論については、弁護団に好意的な方からも疑問やアドバイスが寄せられている。すなわち「『ねつ造』と言い出すとある種の立証責任が弁護団に課されてしまい、かえってハードルが高くなってしまう」、「ねつ造とまではいわずに『犯行着衣とは考えられない』という主張もありえるのではないか?」などである。

確かに、ねつ造を主張するのであれば、いつ・だれが行ったのかという形での緻密さ・厳密さが要求され、この点について、弁護団として不十分な点があったと反省する余地があると判断している。弁護団は、（底流としてはあったが）最初からねつ造を強力に主張していたわけではない。ねつ造論をはじめに文書化したのは地裁再審請求審での最終意見書であった。弁護団としては、原点に立ち戻り、ねつ造論を主張するメリット・デメリット、いかなる

説得的展開が可能かなどを再吟味していきたい。

・五点の衣類に関する証拠批判の徹底

弁護団の証拠構造の分析は、決して自白さえ崩せれば再審が開始されるというものではなかった。しかし、今後は五点の衣類が証拠の中核であることを認め、五点の衣類に攻撃を集中していく予定である。現在、新証拠の提出に向けて、「いくつかの準備を進めている。

なお、弁護団は、高裁において五点の衣類のDNA鑑定を申請して採用ざれたものの、結局弁護側・検察側の双方の鑑定人が検出不能という結果に終わってしまっている。しかしDNA鑑定の技術は日進月歩で進化しているといわれ、この点についても国内、国外を含めて再度検討の余地があると思われる。

最後に個人的な事情を若干述べさせていただく。本件事件は、当初静岡県弁護士会の斎藤準之助弁護士が担当しておられた。斎藤先生とわたしの父とは、旧制の浜松一中（現在の静岡県立浜松北高）の同級生であり、わたしは、子供のころから先生から袴田事件のことをよく聞いていた。斎藤先生は、袴田さんのことが気掛かりだと言い続けながらお亡くなりになった。

袴田さんは、すでに七〇歳に近い高齢であり、四〇年にわたる拘束による拘禁反応もきわめて深刻な状態にあり、袴田さんの自由を取り戻すには一刻の猶予もない。幸いにも、名張毒ぶどう酒事件の再審開始決定は弁護団にとって、きわめて心強い援軍である。袴田さんの再審・無罪を勝ち取るために、全力を傾注していきたい。■

「再審通信」2005年11月1日号より転載

袴田事件報告

伊豆田 悦義弁護士（袴田事件弁護団）

1 袴田事件とは

袴田事件とは、1966（昭和41）年6月30日未明、静岡県清水市（現静岡市）内の味噌会社専務宅の一家4人が殺害され、その居宅が放火されたという強盗殺人・放火事件である。



そして、同年8月18日に犯人として逮捕されたのが、味噌会社の従業員であり元プロボクサーの経歴を持つ袴田巌氏であり、袴田氏は、公判中に一貫して無罪を訴え続けたにもかかわらず、逮捕から14年を経た1980（昭和55）年11月に、死刑判決が確定した。

2 東京高裁による即時抗告棄却決定と特別抗告申立

2004（平成16）年8月26日、東京高裁第二刑事部（安廣文夫裁判長）は、袴田氏の再審請求に関する静岡地裁の棄却決定に対する即時抗告申立を棄却した。それは、袴田氏の逮捕から38年、再審請求（1981〔昭和56〕年4月）から23年、また、即時抗告申立（1994〔平成6〕年8月）から数えても10年の歳月を費やした上での決定であった。

ところが、その決定内容は種々の問題を孕む不当なものであり、およそ10年の歳月を用いて裁判記録を精査したものとは認めがたい杜撰なものであった（その概要は、再審通信89号において西嶋勝彦弁護人より報告済みである）。

そして、弁護団は、同年9月1日、東京高裁の即時抗告棄却決定について、特別抗告の申立を行った（その概要は、再審通信90号において、伊藤和夫弁護団長より報告済みである）。

3 特別抗告申立後の弁護活動

特別抗告申立後、弁護団では、確定判決並びに再審請求棄却決定及び即時抗告棄却決定を覆すべく、更なる主張・立証についての議論と準備を続けている。

先の西嶋・伊藤弁護人の各報告とも一部重複するが、先般の東京高裁による即時抗告棄却決定（以下

「原決定」）は、弁護団が提出した種々の新証拠を孤立評価し、しかも、きわめて皮相的な机上の空論のみによって、それらの明白性を否定するという手法に終始したものである。

原決定は、「請求人と本件犯行の結び付きについては、5点の衣類を中心とする強力な証拠が揃っている」として、いわゆる「5 点の衣類」（袴田氏の逮捕から1年以上が経過した公判審理中に、事件後に一度は捜索された味噌タンクから「発見」されたとされる着衣類）を絶対視する立場をとる。しかしながら、原決定は、それらについて弁護団が指摘する問題（血液付着状況の不自然さ等）については、何ら合理的な説明をせず、むしろ「犯行途中でズボンを脱いだなどという可能性も否定できない」（つまり、4人の家族を次々に殺傷する途中で、ズボンだけを脱いだ可能性があるというのである）等の非常識な理屈により、確定判決の事実認定の綻びを固塗しようとしているし、また、5点の衣類に関する新証拠たる複数の鑑定についても、専門家たる鑑定人の尋問を行わないまま、素人的な理屈により、いとも簡単に明白性を否定している。

これに対して、弁護団では、かかる原決定の判断の誤りについて、特別抗告申立書において、既に詳細な主張・反論を行っている。そして、原決定が、説得力のない皮相的な説示のみによる新証拠の排斥に終始し、あるいは、上記の如き非常識な理屈を用いてまで確定判決を擁護する姿勢を示したことについては、原審での立証の成果として、一定の手応えを感じている。

それと同時に、弁護団では「5点の衣類」が本件において依然として重要な意味を持つ証拠であることを改めて共通認識とした。そして、袴田氏の再審開始に向けては、「5 点の衣類」を更に弾劾することこそが重要課題であることを確認し合い、目下、その準備に取り組んでいるところである。

その第一として、原決定が、新証拠として提出していた各鑑定に対し、その内容に立ち入る以前の問題として、鑑定人の証人尋問を実施することのないままに、いわば素人考えに基づいて「実験条件や前提条件が十分なものでない」等の批判を加えている点について、各鑑定人との協議を踏まえた反論を予定している。

また、原決定は、ズボンのサイズに関連して、「味噌タンクから発見された当時の本件ズボンのウェストサイズは約 80cm であった」と認定しているが、その引用証拠との対比により、これが明瞭な誤りであることが発覚している（引用証拠はウェストではなくヒップのサイズを測定している）。そして、弁護団では、被服学の専門家を伴い改めて証拠物の閲覧を行っており、ここで詳細を明らかにすることは控えるが、「5 点の衣類」中のズボンの正確なサイズの測定及び再現に関する新証拠を検討・準備中である。

その他、「麻袋に詰められて1年以上の間味噌タンクに漬けられた後に発見された」とされる「5点の衣類」と麻袋への味噌等の付着状況や、原決定が新たな弁明を加えざるを得なかった各衣類への血液の付着状況の問題など、「5 点の衣類」には、なお袴田氏の無実の手がかりが存在することを確信して、さらなる主張・立証に向けた準備を行っている。

そして、これらの成果は、できる限り早期に、特別抗告理由補充書として提出することを目指している。

4 請求人の現況

ところで、袴田氏は、現在まで実に39年もの拘禁生活を余儀なくされており、その精神状態は、きわめて深刻な変調を来している。

我々弁護団が、袴田氏の無実・無罪を確信していることは当然であるが、その無実の袴田氏は、39年もの長きにわたり、理不尽にも自由を奪われ続け、しかも、確定死刑囚として刑の執行の恐怖に晒され続けてきたのである。その袴田氏の心中たるや、軽々しく推察することなど許されないが、実に壮絶な苦悩以外の何ものでもないことだけは確実であろう。

そして、そうした苦悩に追い詰められ続けた袴田氏の現在の精神状態は、現実の世界を離れ、独自の世界に完全に閉じこもってしまっている。袴田氏と

の面会は、2003（平成15年）3月10日（同氏の67歳の誕生日であった）を最後に、現在まで2年半以上実現していない。また、最後の面会の際にも、実の姉を「知らない人」「機械が作った偽物」などと言い、「自分は全能の神である。袴田巌は全能の神に吸収された」などと述べ、通常の会話は全く成り立たない状況であった。

このように、袴田氏は、理不尽な拘禁生活に精神を蝕まれ、心神喪失状態に陥っているとしか考えられない。すなわち、袴田氏は、2004（平成16）年8月26日付の東京高裁における即時抗告棄却決定すら、認識・理解していないのではないかと思われるのである。

弁護団では、そうした袴田氏の状態を深刻に受け止め、即時抗告棄却決定に先立つ2004（平成16）年2月20日、袴田氏の本籍地を所管する静岡家庭裁判所浜松支部に対する成年後見開始申立を行っていた。その後、同申立は、同年3月17日付で東京家庭裁判所に移送され、同年10月13日に申立人の審問がなされた後、翌2005（平成17）年2月から袴田氏に対する精神鑑定が実施されていた。しかしながら、近時、東京家庭裁判所より、袴田氏が鑑定人との面会に応じないため鑑定不能である旨の報告がなされており（なお、鑑定内容の詳細については明らかにされていない）、この申立の帰趨についても予断を許さない状況である。

しかも、この間、袴田氏を収監する東京拘置所は、現状では袴田氏の心身の状態を把握できる唯一の機関であるにもかかわらず、東京家裁からの嘱託に対し、成年後見用の診断書の返送に応じず、また、観察記録の提出にも応じようとしない。こうした東京拘置所の「沈黙」こそが、袴田氏の心神喪失状態を物語っているのではなかろうか。

もとより、弁護団では、袴田氏の「再審開始」と「再審無罪」こそが最大の救済であることを踏まえ、前述のとおり、特別抗告審における更なる主張・立証に努めているところであるが、袴田氏の精神状態がさらに悪化し続けることを放置できないことは当然であって、可能な限りの活動を続ける所存である。■

事件発生当時の新聞・週刊誌報道を斬る！

あらためて思う、

マスコミ報道の責任

ペンネーム　MC

はじめに

「袴田巌さんの再審を求める会」の前身である「袴田事件の報道を収集し配布する会」は、地元地方紙の静岡新聞と全国紙の毎日・朝日・読売新聞の地方版に掲載された事件関連記事を収集・配布し、1996年11月にはそれらをまとめた『袴田事件発生当時の新聞報道資料集』を発行した。

そしてその『資料集』は、その後弁護人によるマスコミ報道検証論文の執筆などに利用されただけでなく、再審請求の即時抗告審で証拠として提出されるなど、事件の本質を見極める上で欠くことのできない貴重な資料となっている。

「では週刊誌や他の新聞はどんな報道をしていたのだろう」と素朴な疑問を持った私は、もしかしたら新証拠につながる興味深い記事が見つかるかもしれないとの好奇心も手伝って、当時の週刊誌や前述4紙以外の新聞記事を収集してみようと思い立ち、おもに国会図書館でその作業を行った。

ただし、閲覧した週刊誌・新聞とも全ての号・刊に目を通したわけではなく、目を通した号・刊についても記事を見落とした可能性を否定できないから、完璧に収集できたとは到底言い切れない。

1．週刊誌報道について

おもに調べた週刊誌は、週刊朝日・週刊読売・サンデー毎日・週刊サンケイ・週刊新潮・週刊文春・週刊現代で、調査年代は事件発生から最高裁による上告棄却までの間のうち、事件に関する主要な出来事があった前後数週間分であるが、記事を掲載していたのは朝日・読売・毎日・新潮・文春の5誌だけで、しかも掲載記事数は朝日の2本以外は各誌とも1本のみであり、そのほとんどが昭和41年8月18日の袴田さん逮捕直後の9月の号に集中し、静岡地

裁一審死刑判決に関する記事を最後にその後は皆無だった。なお上告棄却前に「袴田事件」の冤罪性をいち早く世に知らしめた高杉晋吾氏による特集連載記事『袴田巌放火殺人事件の疑惑』（週刊文春・昭和55年10月2日から30日号）は、「配布する会」が既に収集しているとのことだったので収集対象からは外した。

では、記事の見出しを掲載年月日順に挙げてみよう。

・『目撃者なき深夜の惨劇　容疑者は雇人の元ボクサー』（週刊朝日・昭和41年9月2日号）
・『一家四人殺し容疑者のナゾ　科学捜査と犯行否認との対決』（週刊読売・昭和41年9月2日号）
・『ドロはかぬ元ボクサー　一家四人殺の証拠は十分』（サンデー毎日・昭和41年9月4日号）
・『重役一家殺し容疑者にからむ謎　プロボクサーから殺人事件容疑者となった男の履歴書』（週刊文春・昭和41年9月5日号）
・『失われた甘い栄光』（週刊新潮・昭和41年9月24日号）
・『拙劣捜査を叱られた捜査陣　袴田事件求刑通りの死刑判決だが・・・』（週刊朝日・昭和43年9月27日号）


デ・レ・タ・イ・ブ

薄笑いを浮べて法廷入りする袴田（11日）

拙劣捜査を叱られた捜査陣

袴田事件　求刑通りの死刑判決だが…

週刊朝日（昭和四三年九月二七日号）では、自白偏重の捜査を批判した静岡地裁判決について短く報道した。

これら5誌の中では、後に推理小説作家になった故・津村秀介氏の手に成るノンフィクション小説風の記事を7ページに亘って掲載した新潮の異質ぶりが目に付く。しかし、その内容は袴田さんの半生を取材した跡が多少見えるとはいえ、「袴田さん犯人視報道」の範疇から漏れるものでは決してなく、むしろ身勝手な動機から残忍な犯行に及んだ血も涙もない凶悪犯との印象を増幅させるものである

ことは、次に引くこの記事の結末部分を読めば明らかだろう。

「動機は一体何かね？」

「刑事さん、そう言われたって・・・・」

「四人も殺害した上に火事まで起こしているのだぞ。かくれた理由があるのだろ？」

袴田の横顔には表情がなかった。そこにはたいした理由もなく殺された四人を想う情はなかったし、別れた妻や、実家に預けてある我子を考えているふうにも見えない。

「それより刑事さん――」

と、袴田は話題をかえようとした。沈黙を続けている二十日の間もそうだった。事件に関しては頑として口を割らないくせに、ボクシングになると急にしゃべりだすのだ。

「おれの右ストレートは、一時はすごく注目をあつめたんですぜ・・・・」

そのゆがんだ視線で追っているのは、失われた過去の栄光だけのようだった。

その一方で、文春の記事は袴田さんの犯行を疑問視する地元関係者やボクシング関係者の証言を複数載せ、警察が推理する動機と、犯行の残忍性との因果関係に疑問を呈するなど、程度の差はあれ他誌が「袴田さん犯人視報道」に傾いている中にあって、ジャーナリストとして不可欠な濁りのない観察眼とバランス感覚を記者が持ち続けていたことをうかがわせる。

ただ文春の記事にしても、書かれたのは袴田さんが拷問的な取調べによって「自白」させられる9月6日以前の段階であるから、自供後においても尚そうした姿勢を保ち、冷静な記事を書き続けられたかどうかはわからない。

なお新証拠の発掘という観点で見た場合、直接それにつながるような特記すべき記事は残念ながら見出すことはできなかった。記事の絶対量の少なさからすればそれも致し方ないかもしれない。

2.新聞報道について

静岡版を閲覧することができたサンケイ（産経）

新聞と東京新聞に関しては、かなりの量の記事を収集することができた。その他、日本経済新聞・中日新聞・信濃毎日新聞を調べ事件関連記事を収集した。なお神奈川新聞・山梨日日新聞も閲覧したが掲載記事が少ないため収集は見合わせた。調査年代は、サンケイ（産経）・東京・日経・中日は事件発生から特別抗告申立まで、信毎・神奈川・山梨は一審判決までの間で、週刊誌同様事件に関する主要な出来事があった日の前後数日間分である。

まずは右の記事を見てもらいたい。これはサンケイ新聞全国版の昭和41年7月4日付夕刊に掲載された記事である。私はマイクロフィルムリーダーの画面にこの記事が映し出されたとき一瞬目を疑った。完全な誤報である。



サンケイ新聞　夕刊

昭和41年7月4日　月曜日

一家四人殺しの犯人逮捕

清水

就職世話した従業員

寮から血染めのシャツ　〝金あて〟を自供

前述の『資料集』からもわかるように、「袴田さん犯人視報道」の流れが形成される契機となったのは、7月4日に行われた袴田さんを重要参考人とする事情聴取であり、その事情聴取に関して袴田さんのイニシャル「H」を使用した報道には、毎日の大見出しに「従業員「H」」、そして朝日の本文中に「製造工Hさん」があるとこれまではされていた。ところがサンケイに至っては全国版で「犯人逮捕」の大見出しを掲げた上、もちろん本文では実名も報道するなど犯罪的ともいえる甚だしい人権侵害が行われていたのである。サンケイは翌日朝刊で慌てて訂正記事を掲載したが、そんなベタ記事が読者の目に留まるはずがないことは言うまでもない。なお、東京新聞全国版・昭和41年7月4日付夕刊には本文中に「従業員「H」」、サンケイ新聞静岡版にも本文中に「Hさん」が使用されていた。

では、一体なぜサンケイは誤報を流してしまったのだろうか。その記事掲載にかかわった関係者に直接話を聞いたわけではないから、ここから先は想像の域を出るものではまったくないが、そこには単なる現場記者の取材ミスとは考えられない、商業マスコミに付いてまわる負の体質と、当局の広告塔と成り下がってしまいがちなマスコミと捜査機関との関係の構造的欠陥、はたまた現場の刑事と記者との間で確立した「なあなあ主義」が見え隠れする。

ところで、記事収集のモチベーションでもあった新証拠発掘については、収集した新聞記事がかなりの量に上り今のところその全てに目を通せてはいないため、ここで具体的な記事を紹介することはできない。恐らく目を通したところで逆転サヨナラホームランが飛び出すことはないだろう。あまり期待を膨らませず、しかし慎重に作業を進めようと思う。犠牲フライだろうがスクイズだろうが一点ずつ重ねていけば、それだけ勝利に近づけることは間違いないはずである。

おわりに

日本では「逮捕＝有罪」あるいは「被疑者＝犯人」との認識が世間で幅を利かせている。起訴後の有罪率が99%以上である現実を前にしては、警察・検察に対する揺るぎない信頼が社会に存在していてもまったく不思議ではない。しかし、権力を監視すべき報道機関が「お抱え新聞社」となってしまってはその存在価値は最早ないどころか有害ですらある。「メディア・リテラシー」なる用語も概念も浸

透していなかった時代に果たすべき「第四権力」の役割と責任は、むしろ現在より大きく重かったのであるから、サンケイを頂点とする「袴田さん犯人視報道」が事件の真相解明に与えたマイナスの影響を決して過小評価すべきではないだろう。

なお、収集した資料はコピーを取り「求める会」に提供したところ、事務局でコピー代等実費で引き取っていただくことになった。資料の具体的な活用法はまだ決まっていないが、記事のデータベース化を進めて効率よく記事が検索できるようになることが望まれる。より多くの人が目にできるようになればより多くの真実が明らかになり、そしてより大きな力が再審開始の扉を押すはずであるから。■

「第９回目撃証言シンポジウム」報告

求める会　　戸舘 圭之

11月24日（月）に、東京霞ヶ関の弁護士会館で日弁連刑事弁護センター主催の第９回目撃証言シンポジウムが行われました。「再審と供述証拠」をテーマに、弁護士、刑事法研究者、心理学研究者がパネリストとして参加し報告、議論を行いました。

まずは、ケース報告として狭山事件を素材に弁護人の立場から、狭山弁護団の中山武敏氏、中北龍太郎氏が報告を行い、元松川裁判被告人の立場から、占領史研究家の佐藤一氏が報告を行いました。次に、「理論と実務：再審と心理学鑑定」と題して、心理学者の立場から奈良女子大学教授の浜田寿美男氏、刑事法研究者の立場から龍谷大学助教授の中川孝博氏、弁護士（元裁判官）の立場から秋山賢三氏がそれぞれ報告を行いました。また、駿河台大学教授（心理学）の原聡氏から法と心理学会が作成した「目撃供述・識別手続に関するガイドライン」についての報告が行われました。

最後に、パネラーによる議論と会場からの質疑応答がなされ終了しました。

狭山事件がメインのシンポでしたが、袴田事件についても浜田鑑定に対する東京高裁決定の判断に関して話題になっていました。

とりわけ、中川孝博助教授は、最近の再審請求に対する決定における心理学鑑定に対する姿勢を詳細に分析した報告を行い、その中で、昨年の袴田事件８・２６東京高裁決定についても言及していました。東京高裁決定が「浜田鑑定は、真犯人は、嘘を交える合理的理由がない限り、自白する以上は「全面自白」をするものであることを前提とし、これと無実の者の虚偽自白とを対比して検討しているところ、真犯人の自白供述は嘘を交える合理的な理由がない限り、すべて全面自白であるなどということは、現実離れした想定であるというほかない。」と浜田鑑定のよって立つ前提に誤りがあるとして鑑定手法自体に問題あると判断している点について、中川助教授は、注目すべき指摘をしていました。

中川助教授は、この東京高裁決定は一見すると「前提」であるその鑑定手法自体を問題として否定的評価を下し、鑑定内容の当否については問題にしていないようにみえるが、実際は、東京高裁は鑑定内容に立ち入って裁判所の評価を述べている（理由は示されていないが）と指摘し、このように鑑定の前提を否定するという言い方をすることにより裁判所が自己の自白に対する評価が正しいものであるということを論証する必要がなくなっているのではないかという趣旨のことを述べていました。つまり、裁判所は浜田鑑定について、その「前提」に問題があると「問題のすり替え」を行っており、これによって裁判所は浜田鑑定に対して論理的に根拠を示して反論することを免れているということなのです。実際のところ、浜田鑑定の手法を理論的に誤りであると真っ向から批判することは困難なことであることから、裁判所はこのような問題のすり替えを行わざるを得なかったのではないかと考えられるとのことです。

中川助教授の報告は、袴田事件東京高裁決定の論理的難点を指摘するもので、重要な指摘であると思いました。

４時間を越える長時間のシンポジウムでしたが、内容は盛りだくさんでとても充実していました。■

狭山事件各種イベント参加報告

狭山事件の第３次

再審請求に向けて

平野 雄三（求める会代表）

この10月下旬、狭山事件の第３次再審請求に向けて、連続した様々な行動があり、下記の４日間の行動に参加することができた。

その結果、今年 3 月に最高裁が狭山事件の第 2 次再審請求・異議申し立てを棄却した以降、これまで支援活動を前面で中心的に担ってきた部落解放同盟が、次の第３次再審請求で必勝を期すために、支援態勢を基本から作り直して、今まで以上に広範な世論に訴えることに力点を置いた新たな闘いの布陣を、徐々にではあれ確実に整い出しているとの実感を得た思いがした。

◇ 10月22日（土）

狭山現地調査（主催：狭山事件とえん罪を考える東京南部の会）

◇ 10月24日（月）

東京・池袋を主たる活動の場にしている「石川さんを取り戻そう23日の会」の狭山学習会（東京・池袋）

◇ 10月29日（土）

狭山再審闘争勝利に向けた徹底討論会「第３次再審に向けて～いま何が問われているか」（埼玉県・狭山市市民会館／部落解放同職中央本部と狭山事件の再審を求める市民の会の共催）

◇ 10月30日（日）

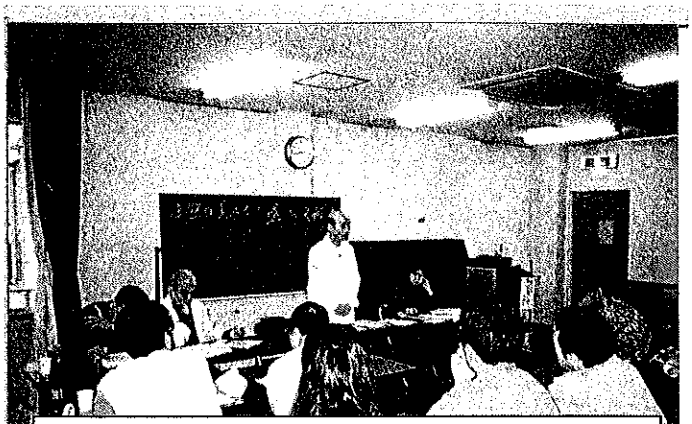
狭山事件の再審を求める市民集会～狭山から全国へ　全国から狭山へ～(狭山市・旧入間川小学校跡地／主催：狭山事件の再審を求める市民集会実行委員会)

現地調査～都市化で荒神様も移転寸前

10月22日（土曜日）の現地調査は、私の居住地域である東京・品川区を中心に組織された、狭山事件とえん罪を考える東京南部の会が主催して行われた。70～80年代には、毎年のように調査に出掛けたとの思いがあるが、この10年間で狭山現地調査に赴いたのは、石川一雄さんが1994年末に仮出獄してから1～2年くらい経過した後と、石川さん宅が火事で全焼して、被害者の万年筆が発見されたとされている「鴨居」の部分が復元された直後と、そして今回が３回目である。

この日は、時々小雨がパラツクような天候であったが、およそ30人の参加があった。まず最初に、西武新宿線・狭山市駅から徒歩５分の場所にある荒神様に行った。事件当日（1963年５月１日）の午後、石川一雄さんが狭山市駅（当時の入間川駅）前から被害者との出会い地点まで、この荒神様の前を通ったことにされている。付近の人の話では、この日は荒神様のお祭りで露店が出て人出があり、祭りにつきものの音楽が流されていたという。しかし、「荒神様付近で石川さんを見かけた」と言う人はなく、「犯行経路」とされてはいるが、裏付けが取れていない。最寄りの西武新宿線・狭山市駅は西武新宿駅から急行で約50分という、絶好の通勤圏である。昔の狭い農道のままに都市化が進んでしまい、住宅やマンションが立ち並び、道路整備を中心に区画整理が進行していた。これに伴い、荒神様はこの10月中に100mばかり南に移転するとの掲示が出ていた。

その他、事件に関連する各地点でも都市化の進行はすさまじいばかりで、事件が起きた1963年当時、農村だった地形的な面影は薄れていく一方である。例えば、被害者と石川さんの「出会い地点」とされた道路は、狭い農道ではなく既に拡幅されていたり、「殺害現場」とされた雑木林は伐採されて跡形もなく、住宅と駐車場に変わっていた。それでも今回はまだ、駐車場の部分には立ち入ることができたが、いずれ住宅が建ち、「殺害現場」に立つことも出来なくなるのは必至であろう。



狭山現地調査（10月22日）終了後、石川一雄さん（中央）、石川早智子さんご夫妻との交流会が開かれた。

数年後に、狭山事件の現地調査をやろうとすれば、進行中の区画整理に一定の完成が見込まれるので、さらに都市化が加速して、これまでの踏襲では「現地調査」は、もはや成り立たなくなると思われる。新たな工夫（例えば事件当時の地理模型や写真の展示、動く映像の上映など）を加えて、第3次再審請求を勝利に導く方策が必要であろう。

現地調査終了後に、石川一雄さん石川早智子さんご夫妻と交流する機会があり、「鴨居」から「発見」されたことになっている「被害者の万年筆」の捏造説の取り扱いに関して、短い時間ではあったが討論できたことは、とても有意義であった。

これは、袴田事件で「犯行着衣」とされた「5点の衣類」の捏造論と共通する課題であり、裁判所に対して「どのように主張していくのか？」、袴田事件・狭山事件の両弁護団が合同で討論する機会があれは、再審請求に向けた新たな展開が期待できそうだと思った。

石川さんを取り戻そう 23日の会、学習会 ～袴田事件と 狭山事件の類似点～

10月24日（月）の夜、東京・池袋にある豊島区勤労福祉会館で、石川さんを取り戻そう23日の会の狭山学習会が開かれた。狭山事件の支援活動を日常的に行っているが、今回は、「冤罪をつくる取調室～袴田事件と狭山事件の類似性」と題する学習会として、狭山事件の支援も行ってきた私が講師として招かれた。

当日は、石川早智子さん（狭山事件の当事者である石川一雄さんのパートナー）が、ご多忙にもかかわらず狭山市から足を運んで、学習会の輪に加わって下さった。

冒頭に、主催者が選定した袴田事件に関するビデオ映像（SBS（静岡放送）制作、昨年5月に放映の「宣告の果て」）を紹介した。多少情緒的だとのご意見が出されたが、袴田事件の概要を映像で短時間に紹介できた。

続いて、私が袴田事件の概要を簡単に紹介し、狭山事件との類似点を、①差別的な観点からの逮捕（部落差別とボクサー崩れ）、②「自白」させられるまで長期間に及ぶ否認、③物的証拠の脆弱さ(脆弱さを補うため、警察のリーク情報をマスコミに報道させて、世間に犯人視を扇動した)、④自白が最大の証拠（本質的には「自白」が唯一の証拠であるのに、批判を避けるために、狭山事件では脅迫状を、袴田事件では凶器と犯行着衣を、最大の物的証拠とした)、⑤物的証拠の捏造説（狭山事件では被害者の万年筆、袴田事件では犯行着衣)、⑥「自白」させるための苛酷な取り調べ（長時間の取り調べと拷問の他に、狭山事件では再逮捕と川越分室の特設取調室、袴田事件では厳しい残暑の時期に、西日が当たる取調室)、⑦再審棄却理由において、確定判決を変更したかのような、不利益再評価を行う、⑧裁判官選任におけるアンフェア（狭山事件では最高裁、袴田事件では東京高裁)、などの観点から話した。この類似点は他の冤罪事件でも、かなりの項目が当てはまりそうなことばかりである。

出席された皆さんは、袴田事件に関して事前に配布した各種の資料（東京高裁棄却決定の概要、日弁連再審通信、日弁連人権ニュース、青年法律家、法律新聞などの写し）を丹念に読まれており、鋭い質問が出されて、講師として久しぶりに感激した覚えがある。

さらに、前々日に狭山事件の現地調査をした直後と、石川早智子さんが出席されていることもあり、袴田事件弁護団の田畑知久弁護士が執筆され

て、「袴田事件の現状と課題」と題して「自由と正義／11 月号」に掲載された論文から、前述の「物的証拠の捏造説」に関して、袴田事件弁護団で議論している証拠の捏造説の取り扱いの一端を紹介した。

狭山再審闘争勝利に向けた徹底討論会

10 月 29 日（土）に開かれた、狭山再審闘争勝利に向けた徹底討論会「第 3 次再審に向けて～いま何が問われているか」（埼玉県・狭山市市民会館／部落解放同盟中央本部と狭山事件の再審を求める市民の会の共催）は、全国から 400 人を越える支援者が結集した。

主題である「第 3 次再審に向けて～いま何が問われているか」に則して、主催者の問題提起は、主として以下の 2 点だと主観的に受け止めた。一つは、「部落差別を知らなくて普通の事件として見ても、狭山事件は冤罪だと言えるか？」」。二つは、「部落差別と狭山事件が、労働者や市民の課題になっているか？」である。

討論に先立ち、主催者を代表して組坂繁之さん（部落解放同盟中央本部委員長）の挨拶と、石川一雄さん石川早智子さんご夫妻の決意表明、4 つの報告（①中山武敏さん／弁護士、狭山事件弁護団主任弁護人、②松岡徹さん／部落解放同盟中央本部書記長・参議院議員、③庭山英雄さん／弁護士、狭山事件の再審を求める市民の会代表・④鎌田慧さん／ルポライター、狭山事件の再審を求める市民の会事務局長）を受けた。その後に 4 つの報告に関して、会場内から 15 名の方々が様々な観点から質問や意見が述べられた。質問には主として中山弁護士、庭山弁護士、片岡さん（部落解放同盟埼玉県連委員長・部落解放同盟中央執行委員）が答え、最後のまとめを、鎌田慧さんと松岡徹さんが行った。

鎌田慧さんは「いままでの支援運動の仕組みを変えようと考えて、集会を実行委員会形式にした。運動を市民の間に大きく広げていきたい」と述べ、松岡徹さんは「マイノリティの問題は沢山あるが、私たちは部落解放同盟だ。実行委員会形式の集会は、



「狭山再審闘争勝利に向けた徹底討論会」（10 月 29 日）の様子（「解放新聞」11／21 号より）

市民や労働者の中に部落差別への理解を、さらに広くするための必然だ」と結んだ。

狭山事件の再審を求める市民集会 ～狭山から全国へ 全国から狭山へ～

集会は 10 月 30 日（日）に、狭山事件の再審を求める市民集会実行委員会の主催の下、埼玉県狭山市・旧入間川小学校跡地で開かれた。降雨の予報だったが・曇天で時折薄日がさすという、この時期の屋外としては暖かく、お誂えの天候に恵まれた。前半は、集会実行委員会を代表して組坂繁之さん（部落解放同盟中央本部委員長）の挨拶、弁護団報告を中山武敏さん（狭山事件弁護団主任弁護人）、石川一雄さん石川早智子さんご夫妻が無実を改めて訴え、「生い立ちと決意」と題して石川一雄さんと鎌田慧さんの対談が、連続して手際よく行われた。

会場が、地元・狭山市が所有する旧入間川小学校跡地ということから、来賓として現職の狭山市長である仲川幸成さんが出席して挨拶を行った。「再審を求める」集会に、事件の被害者遺族も同じ地元に居住している現職市長が出席して挨拶されたことは、狭山事件の支援運動が広がっている象徴と受け止められて、感慨深いものがあった。

仮に袴田事件の「再審を求める」集会に、地元の現職市長へ出席を求めたら、どのような回答が来るのだろうか。これまでは「ダメに決まっている」と勝手に片付けて、微塵にも考えたことがなかった

が、一考に値すると思う。

後半は、庭山英雄さん（狭山事件の再審を求める市民の会代表）のアピールに始まり、各地の冤罪事件を代表して、人権と冤罪・連絡会（準備会）世話人の山際永三さんが「日本にはなぜ冤罪が多いか」と題して連帯の挨拶を行い、再審請求している狭山事件の他、名張事件、帝銀事件、波崎事件、袴田事件などの紹介と、この９月に札幌高裁が札幌地裁の有罪を支持した冤罪・恵庭事件の判決を批判した。（前回の５月24日に日比谷野外音楽堂で開かれた市民集会では、袴田事件が紹介されて、本会から私が連帯の挨拶を行った。）

続いて、作家、映画監督、評論家、労働組合、狭山事件を考える住民の会・宗教者など、多彩な方々からの連帯の挨拶があり、世界各地から寄せられた連帯のメッセージが紹介された。■

恵庭OL殺人事件の札幌高裁控訴棄却判決に抗議する！

2000（平成12）年3月17日に北海道恵庭市で起きた、いわゆる「恵庭ＯＬ殺人事件」の控訴審において、札幌高裁の長島孝太郎裁判長は９月29日、控訴を棄却するという不当判決を下しました。

控訴段階で弁護側は、被告人Ｏさんに事件当時のアリバイが成立することや、非力な被告人が殺害を行うことは不可能なことを科学的に立証していました。それにもかかわらず、状況証拠の“いいとこ取り”をしてつなぎ合わせ、再び無実の人間を獄に留め置く決定を下した札幌高裁の判断を、断じて許すことはできません。

上告審において最高裁は真実を直視し、一刻も早く無実のＯさんを解放するよう、強く求めます。（す）

恵庭冤罪事件控訴審判決報告集会レポート

長島孝太郎裁判長殿！“恵庭冤罪事件被害者Ｏさんの悲鳴が聞こえますか”

求める会会員　Maru

「人が不当に踏みにじられた時に発する言葉にならない絶叫、たいへん哀れでした」

～秋山賢三 弁護士の言葉～

10月８日（土）、渋谷勤労福祉会館で行われた「恵庭冤罪事件控訴審判決報告集会」に参加した。

一般市民の多くが、いまだに誤解していると思うのだが、刑事「裁判」とは検察官が提出した犯行のシナリオをたどって、被告人を有罪にする儀式ではない。提訴されている事件の「実体真実」の解明を行い、万が一にも無実のものに誤って刑罰を与えるなどと言う事があってはならないのだ。

このあたり前のことが未だに実現されない、あるいは意図的に捻じ曲げられて社会に投げ出される



控訴棄却判決直後、ただちに上告をした弁護団（ＢＮＮＷｅｂより）

この国の司法は、いったい何なんだろうかと思う。裁判員制度がもうすぐ始まろうというのに無罪証拠を隠そうとする検察官や真相を解明しようという意思すらない裁判官を相手に一般市民が正しくひとを裁くことなど出来るはずがない。冤罪はかえって増えてしまうかもしれないと恐れる。

３９年前の袴田巌さんへかけられたような過酷な状況が、いまでも繰り返されている現実を多くの人々に知らせなければいけない。マスメディアが見て見ぬふりを決め込むのであれば「あなたもいつ狙われるか解りませんよ」と、声を掛け合わなければならない。■

「月刊　部落解放」11月号
“特集　冤罪はなぜ起こるのか”より転載

全面証拠開示は冤罪防止に不可欠

秋山 賢三弁護士
（袴田事件弁護団）



証拠開示問題の重要性

■「無罪証拠」を被告人・弁護人は閲覧できない

検察官手持ち証拠のうち、検察官が取り調べ請求しない証拠を被告人側に閲覧させる義務については、従前の刑事訴訟法は何も規定していなかった。押収した大量の証拠資料の中から、検察官は、有罪判決獲得に役立ちそうな証拠を「つまみ食い的」に請求するが、被告人の無罪につながりそうな証拠（消極証拠）は開示されず、その存在すら明示されないまま地検（地方検察庁）の記録庫で眠りつづける。有罪証拠だけが検察官に送致され、その余の証拠は警察に保管されたまま未送致で終わる事例もしばしばある。市民の権利を侵害して集められた証拠物は、それが本来、「国民のための公共財」であるのに、被告人に対する有罪判決獲得のためには用いられても、無実の被告人がそれに接近することすら許されてはいない。

■「証拠漁り」と証拠開示の違い

弁護人のする証拠開示請求に対し、検察官が反対する論拠として「証拠漁り（fishing expedition）」である旨、主張されることがしばしばある。

しかし、フィッシング・エクスペディションなる概念は、物の捜索、とりわけ逮捕・押収の際に捜査権が濫用されやすいことにかんがみ、捜査に従事する検察官や警察官に対して違法を犯してはならない旨、警告するのが本来の趣旨である。アメリカ合衆国連邦憲法修正第四条は、「不合理な捜索及び逮捕.押収に対し、身体、住居、書類及び所有物の安全を保障される人民の権利は、これを侵害してはならない。令状はすべて、……押収したり捜索する場所及び逮捕・押収する人又は物が明示されていない限り、これを発布してはならない」旨明記しているが、fishing expedition は、不合理な捜索や逮捕・押収の防止と違法に押収された証拠の排除に関する修正第四条に関して論じられている概念なのである。捜査機関の「証拠探し行為」は、それが市民の権利を直接的に侵害するために、必要性も乏しいのに権力行使に籍口した「証拠漁り」を厳しく戒めているわけである。

■わが国裁判官の論説の誤り

わが国の裁判官の著作や論文の中には、弁護人の証拠開示請求について、それが「証拠漁り」に該当する旨を説いて反対する趣旨のものがある。たとえば、石井一正『刑事実務証拠法第二版』（判例タイムズ社・一九九六年）や、平野龍一・松尾浩也編『新実例刑事訴訟法Ⅱ』（青林書院・一九九八年）三二七頁（中川博之）などである。これらの論述は、「魚釣りの旅」なる概念が、まず修正四条が規定する国家機関に対する市民の側からの人権保障概念であることの無知・無理解、証拠開示が「これから集めようとする証拠の問題」ではなく、「すでに集められた証拠の開示（ディスカバリー）の問題」であることについての無理解、当事者対等主義を表面的・形式的にのみ理解し、無尽蔵の税金を用いてフルに立証活動を展開できる国家機関と、冤罪を雪ぐために血のにじむような努力をするしかない国民とをまったく同一視している、の三つの点で基本的に誤っている。裁判官による表面的・形式的理解は、誤判・冤罪という刑事裁判最大の悲劇をもたらす。検察官から「有罪証拠」ばかりを見せつけられている現実に気づくことなく、「無罪証拠の隠匿」の可能性に思いいたらない裁判官は「誤判・冤罪の母」となりやすいのである。

■松川事件の「諏訪メモ」

松川事件では、一審で死刑判決五名（二審では四名）を含む被告人に有罪が宣告されたが、最高裁大

法廷で「諏訪メモ」が法廷に顕出され、被告人らの「共同謀議」の架空性がついに証明された。「諏訪メモ」により、一九四九（昭和二十四）年八月十五日午前十時三十分から東芝松川工場で団体交渉が開始されたが、東芝労組員の被告人・佐藤一の発言が午前中の最後まで続いていた旨のメモ記載があり、ここに太田自白による「被告人佐藤一が午前十一時十五分松川駅発の電車に間に合うように団交から退席した」との供述が疑わしくなり、結局、「佐藤一被告人は同日午前十一時十五分松川駅発の下り列車に間に合う時刻に団体交渉の席を出たとの原判断には疑なきを得ない」（最大判昭和三十四年八月十日、刑集十三巻一四一九頁）と判断され、歴史的な仙台高裁全員無罪判決として結実したのである。無実の被告の訴えを裁判所に認めさせるうえで、証拠開示がいかに巨大な力を発揮するものなのか、われわれはあらためて驚嘆せざるをえない。

■再審・無罪事件と証拠開示

判決確定後、関係者、弁護人の血のにじむ努力の結果、再審・無罪にいたった再審請求事件の中には、とりわけ未提出証拠の開示によって活路を切り開いたケースが多い。たとえば、松山事件（請求人に虚偽の自白をさせた同房者Tの供述調書、布団襟の裏に人血痕が付着してはいないとする平塚鑑定書）、免田事件（請求人が犯行日にK方に宿泊したことを述べてアリバイを証明するKの員面調書）、弘前事件（血痕付着の有無に関するM鑑定書）、財田川事件（警察保管中の「財田村強盗殺人事件捜査報告書類捜査課」と題する書類綴り。この未提出証拠の提出により、「二度突き」により生じたと見られる創傷の状況が、捜査当時すでに警察官ら周知のことであったことが明らかとなった）、徳島事件（第五次請求審における二十二冊の未提出記録の提出。これにより、真犯人を目撃したとする人物の供述証拠や、電線補修の事実を示唆する写真鑑定書などで、二少年の偽証や外部犯人説が裏づけられた）などである。

確定死刑囚四名を含む晴れて再審・無罪となった冤罪者のそれぞれの人生の狭間を回顧するとき、無実証拠の隠匿がいかに犯罪的であるか、言わずとも明らかである。

わが国証拠開示の現状と問題点

■立法の不備と最高裁四十四年決定以後の運用

旧刑訴法下では、検察官は公訴提起とともに手持ち証拠をすべて裁判所に引き継ぎ、弁護人はこれを閲覧・謄写できたので証拠開示の問題は生じなかった。起訴状一本主義の採用による現行刑訴法下では、証拠は検察官の手持ちのままであるのに、証拠開示を正面から認める明文規定は置かれなかった。

昭和四十四（一九六九）年四月二十五日、最高裁第二小法廷で裁判所の訴訟指揮権にもとづく検察官に対する証拠開示命令に関して二つの決定が出された。しかし、四十四年最高裁決定は、以下のような明白な限界と弱点を包蔵していた。①被告人側に開示命令請求権が認められず、単なる「申出」にとどまり、弁護人側にはいまだ包括的な証拠へのアクセス権は保障されてはいない。②その反面、検察官の証拠開示義務は認められず、個々の事案で証拠開示命令が発せられた場合にのみ、これに応ずる義務が生ずるのにとどまる。③公判前の開示や証拠調べ以前の段階での開示についても、その手続きや具体的なルールは整備されてはいない。④裁判所の「訴訟指揮権」の具体的な行使状況についても、概して「真に必要な程度に達している場合」でないと、訴訟指揮権を行使して開示問題に介入することを躊躇する傾向が顕著である。⑤検察官は、被告人が無罪を争う事案については手持ち証拠の開示に応じない場合が多く、また、弁護人が証拠に同意することを条件として初めて事前開示に応ずるなど「取引的な申出」がなされるケースもしばしばある、などの事情により、被告人の十分な防御権行使に沿う運用とは程遠い現状にある。

■国際人権規約法上の正当性

○全面的証拠開示は「世界の流れ」

大陸法系の職権主義を採用するドイツ、フランスなどでは、起訴と同時に一件記録が裁判所に提出されるので、深刻な証拠開示の問題は生じてはいな

い。わが国と同じく、当事者主義的刑事訴訟のモデルとされているイギリス、アメリカ、カナダなど、英米法をルーツとする国の裁判では、一九六〇年以降、とくに八〇年代から九〇年代にかけて、証拠開示を被告人の権利として認め、位置づける流れが支配的傾向である。

アメリカでは、真実発見、手続きの迅速化、効率化の視点から、連邦刑事訴訟規則の改正を重ね、被告人の供述関係、鑑定関係書類など証拠隠滅の可能性の少ない書類については、公判前の開示を義務づけるなど、検察官が証拠開示義務を負う範囲を拡大させている。イギリスでは、証拠不開示による誤判が一九八〇年代に判明し、一九九六年、刑事手続・犯罪捜査法が制定され、弁護側に有利な資料となりうると訴追側が判断する書類などについて原則開示が義務づけられている。カナダにおいては、マーシャル事件をさきがけとし、検察官の事前全面開示義務を肯定した一九九一年カナダ連邦最高裁判決を契機として準則や手続きが急速に整備されている。

○国際人権B規約

わが国も批准している国際人権B規約（「市民的及び政治的権利に関する国際規約」）第一四条三項（b）には、被告人は「防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること」が保障されている。この規約条項の公式解釈によれば、この「便益を与えられる」という中には、「証拠にアクセスする権利」を当然に含むと解釈されており、とくに「十分な時間」を保障する点に意味があるとされている。

一九九八（平成十）年九月二十一日付で確定された「国際人権（自由権）規約に基づき提出された第四回日本政府報告書に対する日弁連報告書」五二頁にも、「日本における証拠開示の法制度と運用は、規約一四条三項（b）に違反する。政府は、被告人・弁護人の全面的証拠開示請求権を認める立法措置を講ずるべきである。また、同時に、規約九条四項に基づき、身体拘束に関する記録への被疑者・被告人・弁護人のアクセス権を認めるべきである。」と明確に位置づけられている。

○国際人権法上の証拠開示

検察官手持ち証拠の全面的開示は、他の種々の国際人権法の理念によっても、その正当性が裏づけられ、確認されている。すなわち、

① 世界人権宣言（一九四八年国連総会採択）第十条（公平な裁判を受ける権利）「すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。」

② 国際法曹委員会第二同大会のデリー宣言（一九五九年）

③ 国連被拘禁者保護原則（一九八八年国連総会採択）

④ 第八回国連犯罪防止会議「弁護士の役割に関する基本原則」（一九九〇年）

これらの国際人権法は、実体証拠に対する被告人・弁護人のアクセス権を保障するばかりではなく、身柄拘束、取り調べにかかわる情報（資料）へのアクセスを保障しようとするものである。

こうしてわれわれは、捜査段階で証拠開示が認められないわが国の状況が国際的ルールとはいかに隔絶・乖離しているかを痛感する。したがって、今後のわが国の制度・運用については、国際人権法の水準と対比させながら、その不備を指摘し、国際人権法の水準を裁判上の主張に援用することなどにより、わが国の実務に少しでも反映させる努力が常に必要とされている。

司法制度改革審議会による制度改革

司法制度改革審議会意見書を受けて、平成十六（二〇〇四）年法律第六二号により刑訴法一部改正がなされ、証拠開示については、刑訴法三二八条の二から同条の三二までの一連の規定が置かれた。具体的には、三段階の証拠開示手続が規定され、①検察官請求証拠の開示（同条の一四）は現在と同様であるが、検察官が供述録取書などを請求せずにいきなり証人尋問を請求するときは予定供述内容の開示が必要とされる。次に、②同条の一五（類型証拠開示の活用）が被告人側主張明示前の開示制度とし

て規定され、次いで、③被告人が主張を明示したときに、その主張に関連して同条の二〇（争点関連証拠開示）が規定された。そもそも、およそ証拠開示に関する規定自体が不備であったことを考えると、裁定制度（三一六条の二六）を伴った証拠開示制度創設の意義はそれなりに大きいといわれている。

しかし、われわれは到底、これに満足することはできない。

第一に、司法制度改革推進本部が提示した試案では、証拠開示に関し全面開示を主張するA案と従前と同じ原則不開示のB案とが提示されていたが、結局、A案は採用されなかった。しかし本来、捜査により集められた証拠は、すべてが公正な裁判に利用されるべき「公共財」である。「検察官手持ち証拠」とはいっても、検察官が一人占めできるいわれはなく、本来、国民に全面事前開示されて当然である。まして全面事前開示が欠けると審理が停滞することはこれまでの経過からも明らかであるし、裁判員制度の発足が日程に上っている現在、このままでは、早期審理を妨げ、冤罪の危険性をさらに温存させることにもなりかねない。

第二に、証拠開示が第一回公判期日前の「公判前整理手続」の中で規定されていることの問題である。検察官立証前のこの段階では、弁護人は証拠関係の総体を把握しきれないことがしばしばあり、必然的に第一次判断権者としての検察官の発言力が大きくなる。しかも、同条の三二は「公判前整理手続を経た事件では、やむを得ない事由がなければ公判前整理手続後は証拠請求すらできない」とされている。しかし「諏訪メモ」の場合、無実の被告人たちが隠匿された未開示証拠にアクセスしえたのは実に上告審段階になってからであった。

第三に、前記程度の開示内容であれば、従前の規定によっても裁判所の裁量によって運用が不可能ではないことである。四十四年決定が述べる「訴訟の発展段階に即応した訴訟指揮権」により、裁判所の裁量によって十分に運用が可能であり、細かい規定がかえって桎梏になることすら考えられる。

おわりに

刑事裁判の目的は「無辜の不処罰」にあり、そのうえで、正しく確定された有罪犯人に対し適正な量刑を盛ることである。

裁判員制度の導入とともに、今後、この国では裁判官が国民と共同して裁判の運営に当たることになる。この制度下においては、国民全体として誤判・冤罪を防止するための方策が種々模索され、追究されなければならない。

しかしながら、全面的証拠開示と捜査過程の可視化、この二つを欠いたままでは、真の「刑事司法改革」とは要するに絵に描いた餅にすぎないこととなりかねない。

われわれは、裁判員制度の運用ともあわせ、今後の証拠開示システムの運用を厳しく見守っていかなければならない。■

「響かせあおう死刑廃止の声」に参加してきました。

求める会事務局　江口 良子

10月8日（土）、ドイツ文化会館において「世界死刑廃止デー特別企画　響かせあおう　死刑廃止の声（主催・フォーラム90）が開催されました。この集会は、昨年亡くなられた死刑囚の母、大道寺幸子さんが遺された預金を元にご遺族の申し出により、基金を創設することになり開催されました。この基金は、今後10年間、確定死刑囚の再審請求への補助金、死刑囚の表現展の開催等に使われるということです。

現在、日本には76名の死刑確定囚がいて、そのうち約半数の人が確定判決の全部または一部に誤りがあるとして再審請求を行っているそうです。袴田さんもその一人です。

集会の第一部では、日本弁護士連合会の死刑執行停止法等実現委員会がこの夏、死刑廃止国であるドイツ、イギリスを訪問して調査を行った報告がありました。死刑がなくてもやっていけるという国民の自信、被害者・加害者の人権を守るその重さを実現

していこうとしていく人々の存在等多くの報告が行われたそのなかで、誤判について印象に残った話がありました。イギリスでは、誤判の原因には、警察が嘘をつく、証拠を隠す、弁護士がサボる、ということがある（日本も同じですね）。しかし、300のうち150の裁判で原判決破棄・再審実現となっているそうです。日本の状態とは大きな違いです。

再審の扉がとてもとても狭い日本の裁判・・・重い課題を背負って戦っている私達そして獄中の袴田さん、名張、布川の次には今度こそはと続きたいのですが…。■

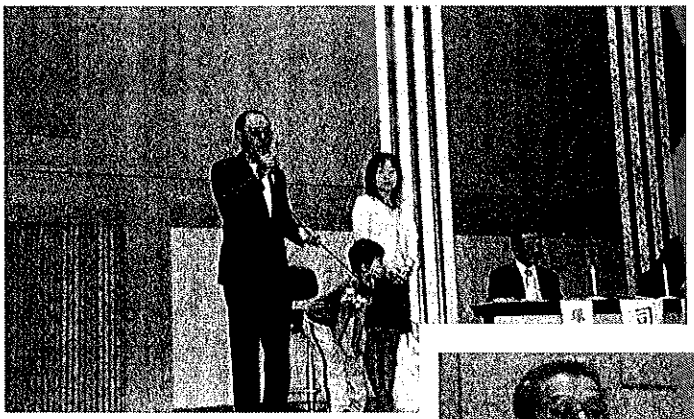


集会の様子（上）
まとめの挨拶を行う西嶋勝彦弁護士（左）

短信・各地で行われた集会から

布川事件再審開始決定報告集会

（9月30日　東京・弁護士会館）





挨拶をする杉山卓男さん（上）と桜井昌司さん（右）

去る9月21日に、水戸地方裁判所土浦支部において再審開始決定が下された「布川事件」の報告集会が、9月30日、東京・弁護士会館で行われました。会場には布川事件のえん罪被害者である杉山卓男さん、桜井昌司さんも駆けつけ、今回の決定を喜ぶとともに、一日も早い無罪確定へ、引き続き闘う決意を述べました。■

『代用監獄の廃止と未決拘禁制度の抜本的改革を求める市民』集会

（10月5日　東京・弁護士会館）

日本弁護士連合会主催の集会には、安田好弘弁護士や、布川事件のえん罪被害者の杉山卓男さん、立命館大学教授である葛野尋之教授らが出席し、代用監獄の廃止を訴えました。また、日弁連刑事拘禁制度改革実現本部の西嶋勝彦弁護士（袴田事件弁護団事務局長）が、まとめの挨拶を行いました。■

えん罪・名張毒ぶどう酒事件

『生きてかえせ！！東京集会』

（11月21日　南大塚ホール）

今年4月5日に名古屋高裁で再審開始決定が出された、名張事件の支援をする「奥西勝さんを守る東京の会」主催の集会が開催されました。当日はジャーナリストの江川昭子さんも参加し、奥西さんの一日も早い生還を訴えました。■

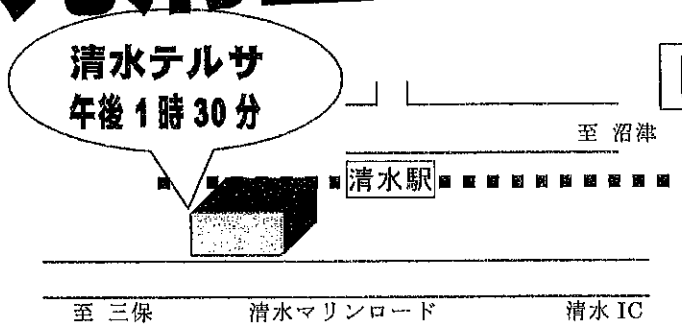


江川昭子さん（右）と新倉修青山学院大学教授

無実の死刑囚・元プロボクサー 袴田 巖さんを救い出そう!

事件発生39年、最高裁は一日も早く再審開始を!

袴田巖さんの39年から
死刑囚の獄中処遇を考える



『袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会』発足二周年

1966年8月18日、袴田巖さんは清水警察署に逮捕されて39年、死刑判決から37年!
気の遠くなる年月、確定死刑囚として死刑執行の恐怖と孤独の中で・・・・外部との交流が無くなり精神がむしばまれていきました。

集会協力費:500円

1月14日は清水テルサへ!

袴田巖さんの39年から見える「確定死刑囚の獄中処遇」

講 演: 菊田 幸一 さん
(弁護士・元明治大学教授・監獄人権センター代表)

再審請求過程での「後見人申立に対する東京拘置所の対応」

報 告: 岡島 順治 さん
(弁護士・袴田事件弁護団)

1月14日(土) 午後1時30分開場　清水テルサ(JR清水駅東口)6階 研修室

"殺人者に対する応報は絞首刑であるという考え方は人間として間違ってはいないだろうか?私はこの死刑囚という特殊な境遇にデッチ上げによりおかれ、初めて死刑の残虐のなんたるかを熟知した。確定囚は口をそろえて言う、「死刑はとても怖い」と。だが、実は死刑そのものが怖いのではなく、怖いと恐怖する心がとても恐ろしいのだ。"
(1982年5月13日の袴田巖さんの手紙から)

主催:袴田巖さんを救援する 清水・静岡市民の会

424-0006 静岡市清水区石川本町16-18 TEL 0543(66)2468 FAX (66)2475

毎月の例会にご参加下さい!

1966年6月30日 いわゆる袴田事件が発生し、40年がすぎようとしています。犯人として逮捕された袴田巌さんは、獄中から一貫して無実を訴え続けています。

昨年8月、東京高裁は袴田さんの無実の訴えを棄却してしまいました。弁護団は直ちに最高裁に特別抗告をしました。再審開始に向け皆様のご支援をお願いします。

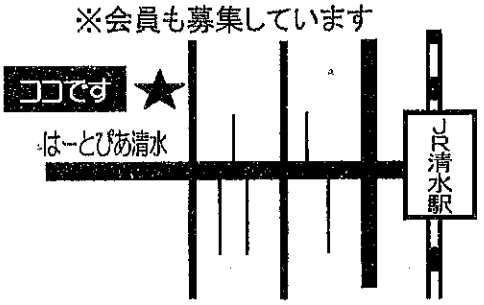
2月例会

2月4日(土) 午後2時から5時
場所:清水辻公民館(64-0234) 第三会議室
テーマ:ズボンのねつ造を暴く(3)
弁護団から 小川央弁護士が参加されます

3月例会(予定)

3月4日(土) 午後7時から9時(予定)
場所:清水辻公民館(64-0234) 第一会議室
テーマ:現場検証調書から(予定)

☆ 毎月 第一土曜日に 清水辻公民館で例会をやっています
☆ いつからでも、どなたでも参加できます
※会員も募集しています



JR清水駅西口から徒歩6分
「はーとぴあ清水」北隣です

袴田事件略年表

1966(S.41)	6.30	静岡県清水市(当時)横砂で事件発生
1966(S.41)	8.18	事件から49日目、袴田さん逮捕
1966(S.41)	9.6	逮捕から20日目、犯行を「自白」
1966(S.41)	9.9	強盗殺人、放火罪で起訴
1966(S.41)	11.15	静岡地裁第1回公判 冒頭から「無実の訴え」
1967(S.42)	8.31	事件から1年2ヵ月後 5点の衣類「発見」
1968(S.43)	9.11	静岡地裁で 死刑判決
1976(S.51)	5.18	東京高裁で控訴棄却
1980(S.55)	11.19	最高裁が上告棄却 「死刑確定」
1981(S.56)	4.20	静岡地裁に 再審請求
1981(S.56)	11.13	日本弁護士連合会が 再審支援を開始
1994(H6)	8.9	静岡地裁が再審請求を棄却
1994(H6)	8.12	東京高裁に即時抗告
2004(H16)	8.27	東京高裁が即時抗告(再審請求)を棄却
2004(H16)	9.1	最高裁に特別抗告

袴田事件のあらまし

旧清水市。その東端の町横砂で、1966年(昭和41年)6月30日未明、味噌製造会社の専務宅から出火、全焼した現場から、刃物による多数の傷を受けた一家4人の死体が発見されました。

袴田巌さんは、事件当時、現場近くの味噌工場の二階の寮に住み込み、働いていました。

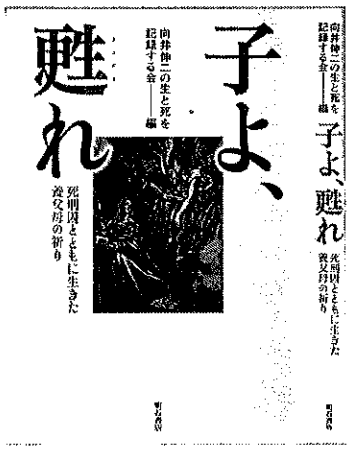
袴田さんにアリバイがなかったこと、事件後左手中指に負傷していたこと(実際には消火活動によって負傷)そして特に元プロボクサーであったことなどから、警察は、はじめから袴田さんが犯人と決めつけていました。

例えば、事件発生から4日後の7月4日には、警察は、袴田さんの部屋から微量の血痕しか付いていないパジャマを押収し、マスコミには「血の付いた衣類発見」と大々的に発表しました。そしてその後、袴田さんを逮捕し、それをもとに長時間の取調べによって袴田さんに虚偽の自白をさせてしまったのです。

ところが、一審の公判中である1967年(昭和42年)8月31日、工場内の醸造用味噌タンクの味噌の中から5点の衣類(ズボン、ステテコ、緑色ブリーフ、スポーツシャツ、半袖シャツが麻袋に入っていた)が発見され、9月12日には袴田さんの実家に捜索に赴いた警察官が、このズボンと生地・切断面が一致する共布を「発見」しました。

こうして、「自白」では犯行時、パジャマを着用していたとされていたにもかかわらず、裁判所は、5点の衣類が殺害行為の際の犯行着衣であるとし、それが決定的な証拠であるとして袴田さんに死刑判決を言い渡し、1980年(昭和55年)に上告が棄却され死刑が確定してしまったのです。

書評　『子よ、甦れ～死刑囚とともに生きた養父母の祈り』（明石書店）
（編者：向井伸二の生と死を記録する会）



本書は、2003年9月12日、42歳の若さで死刑を執行された死刑囚・向井伸二とかかかわった人たちの、「一人の死刑囚の生と死」に関する記録である。

単に死刑執行への反対や抗議、死刑制度の廃止に向けた提言ではない。それは、冒頭の執筆者・武田和夫が「向井信二の生と死」と題する文を「今こそ私たちは、伸二の生と死のすべてを受け止め、どのような人にとっても生きるに値する世の中であるためには、何をなさねばならないのか、共に考えてゆきたいと思う」と、結んでいることに象徴されている。本書を丁寧に読むことから、死刑囚のみならず犯罪の被害者を含めて、向井伸二の生きたような「生」と「死」を生きて、誰にも顧みられることなく闇に消えていった無数の人々の存在について、共に考えたい。「明日は自分か、身内や知り合いが同じ立場」かも知れないと思う。（ひ）

＜申込先＞「向井伸二の生と死を記録する会」
〒174-0063　東京都板橋区前野町 4-63-3-104
Fax 03-5392-5781　（武田 和夫方）
郵便振替口座番号 00150-6-298107　口座名称 武田和夫

「求める会」ホームページの案内

『さいしん』の過去の記事等を掲載しています。
http://hakamadajiken.hp.infoseek.co.jp/
なお、本会の HP は袴田ネットの HP
http://www.hakamada.net/
袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会
http://blogs.yahoo.co.jp/hakamadajiken
にリンクしております。

会計報告（２００５／９／１６～１１／３０）

	収　入	支　出	備考	
繰越残高	3,351			
口座より引出し	50,000			
事務費		1,592		
学習会費用		15,000		
会報第4号製作費		31,595		
資料コピー費		2,493		
寄付（手渡し）	5,000			
小　計	58,351	50,680		
現金残高	7,671			
寄付（9,10,11月）	14,000		人数	4
会費（9,10,11月）	9,000		人数	3
口座残高	256,600			
合計残高	264,271			

９月～１１月も延べ７名の皆様から年会費ならびにご寄付をいただきました。本当にありがとうございます。

最高裁の決定がいつ出るかもしれないわけですが、来春には学習会での成果などもりこんだ集まりを持てたらと考えているところです。

今後ともご支援よろしくお願いします。

（会計担当：石井）

カンパのお願い

私たち『袴田巖さんの再審を求める会』は、冤罪を訴える死刑囚・袴田巖さんの再審開始のため、以下のような支援活動を行っています。

1．袴田さんの再審実現への情宣活動、会報を発行する。
2．袴田さんの冤罪立証のための調査・学習活動をおこなう。
3．日弁連・袴田事件弁護団の活動への協力をする。
4．袴田さんを支援する他の団体との連携・協力につとめる。
5．他の冤罪事件との連携につとめる。
6．マスメディアに載りにくい司法関連のニュースなどを会報で伝える。

どうかカンパのご協力をお願いいたします。

カンパの振込先

郵便振替口座番号 ： 00120－3－410592
口座名称 ： 袴田巖さんの再審を求める会

活動日誌

9月30日　『布川事件再審開始決定報告集会』
（日弁連会館・平野）
10月1日　弁護団会議　（静岡・平野、江口、石井）
10月5日　『代用監獄の廃止と未決拘禁制度の抜本的改革を求める市民』（日弁連会館・平野、鈴木）
10月8日　袴田ネット拡大事務局会議（静岡・鈴木）
10月8日　『恵庭事件控訴審判決報告集会』
（渋谷勤労福祉会館・平野、石井）
10月8日　『響かせあおう死刑廃止の声』
（ドイツ文化会館・江口）
10月12日　定例会　（品川）
10月22～30日　狭山事件関係各種集会（詳細本文参照）
（豊島区勤労福祉会館他・平野）
10月26日　求める会勉強会（巣鴨・村崎事務所）
11月21日　名張事件　『生きてかえせ！東京集会』
（南大塚ホール・平野）
11月24日　『第9回目撃証言シンポジウム』
（日弁連会館）
11月26日　求める会勉強会（巣鴨・村崎事務所）
12月7日　『さいしん』第5号発行

活動予定

12月6（火）～7日（水）　東京　弁護士会館
『人権と死刑を考える国際リーダーシップ会議』
12月13日（火）13時30分～　東京　弁護士会館
弁護団会議
12月14日（水）19時～　品川・東京食肉市場
求める会・定例会
12月20日（土）19時～　巣鴨・村崎事務所
求める会・勉強会
1月14日（土）13時30分～　静岡・清水テルサ
『袴田巖さんの39年から死刑囚の獄中処遇を考える』
２００６年３月　東京（会場未定・詳細次号）
袴田巖さんの再審を求める会　集会

『求める会』12月勉強会のお知らせ

本会では毎月1回程度、再審開始に向けた袴田えん罪事件の勉強会を開催します。

次回（12月）のテーマは、

『被害者の傷口から真相に迫る』

です。参加をご希望の方は、事前にご連絡ください。

袴田事件とは

1966年6月30日、静岡県清水市（現静岡市清水区）の味噌会社専務宅で、一家4人が何者かに殺害され放火される事件が発生しました。警察は、当時味噌会社の従業員であった元プロボクサーの袴田巖さん（当時30歳）を事件の犯人であると決めつけ逮捕・勾留しました。1968年静岡地裁は、袴田さんが強盗殺人・放火事件の犯人であるとして死刑判決を下し、1980年最高裁の上告棄却により死刑判決は確定しました。

しかし、袴田さんは犯人ではありません。袴田さんは、逮捕以来一貫して無実であることを訴えていました。袴田さんを犯人とする証拠もほとんどありません。自白調書は警察による過酷な取調べによってやむを得ず署名指印したものでありその内容は虚構です。犯行着衣とされた「5点の衣類」のズボンは小さすぎて袴田さんには履くことができませんでした。凶器とされた「くり小刀」では、実際に被害者についていた傷を生じさせることはできません。その他、袴田さんを事件の犯人とするには、数々の疑問があります（詳しくは、袴田事件弁護団編「はけないズボンで死刑判決」現代人文社、2003年を参照してください）。

弁護団は、裁判のやり直し（再審）を求めて再審請求を裁判所に申立てています。現在、特別抗告審である最高裁判所の判断が待たれています。

袴田さんは、現在69歳。確定死刑囚として東京拘置所にいます。長期間の拘禁のため精神に変調をきたし、親族や弁護士と面会できない状態が続いています。

無実である袴田さんは直ちに解放されなければなりません。残された時間もわずかです。

一日も早い再審開始、そして無罪判決が望まれます。